

# 国土交通省におけるこれまでのLGBT関連の取組み

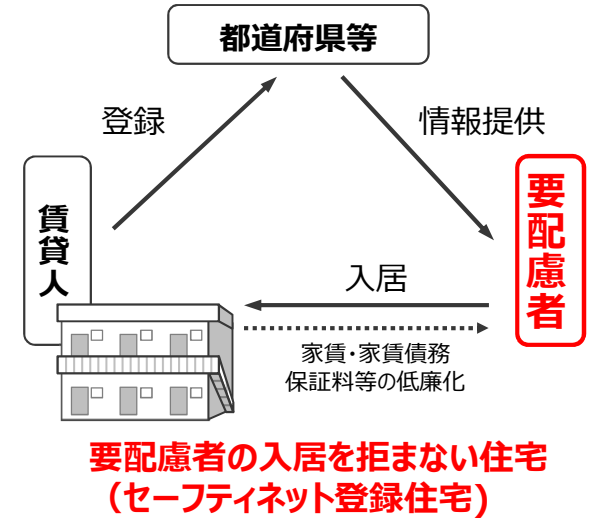
## ● 住宅分野

- 住宅確保要配慮者※の居住の安定の確保を図るため、民間の賃貸住宅や空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅として登録する制度を平成29年に創設。

※ 住宅確保要配慮者は法令上、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等を指す。

- この点、自治体の判断で柔軟にセーフティネット住宅の対象者を拡大することができるよう、自治体の賃貸住宅供給促進計画において要配慮者を追加可能としており、国の基本方針において、**要配慮者に含まれる者として、LGBTを明示。**

【住宅セーフティネット登録制度のイメージ】



## ● 観光分野

- 性的マイノリティの方を含め、多様な価値観を有する人々が旅行を楽しめる環境の整備に当たっては、旅行・宿泊・飲食等の観光に携わる関係者が、性的マイノリティの方のニーズについて理解を深めることが重要。
- そのため、観光庁では、令和5年1月、当事者や有識者を交え、これらの基本的理解を促すための**セミナー**※を開催。

※ セミナーでは、性別を問わず利用可能な浴衣等のアメニティの用意や、宿泊や飲食の場における接客等、具体的な事例の共有を実施

【セミナー開催チラシ】

インバウンド再始動

ムスリム/ベジタリアン・ヴィーガン/LGBTQ

受入対応促進  
セミナー

2023年1月23日 13:00 - 16:25

会場 AP大阪淀屋橋

参加費 観光庁 無料 / オンライン 500円